

- 令和 6 年能登半島地震調査
- 2023 年度第 3 回研修会報告・・・3
- 事務局からのお知らせ・・・4



第 250 号

NPO 法人建築 G メンの会
〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201

発行責任者：理事長 大川 照夫

TEL 03-6805-3741

FAX 03-6805-3719

E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

Homepage URL

<https://www.kenchiku-gmen.or.jp/>

令和 6 年能登半島地震調査

文責 常任理事

鈴木 幸司

・小村隆史准教授の紹介

常葉大学の小村准教授は元防衛庁(当時)の主任研究官。今は常葉大学社会災害研究センターに所属する「地図読み」の専門家です。災害図上訓練(DIG)の考案者としても知られている温厚な方で、地図を読んで「ここが危ない」「ここに家を建ててはいけない」といった地域防災教育に携わる傍ら、実際に被災地を見ることをモットーに活動しています。

今回はそんな准教授に同行し、七尾市と穴水町の被害状況を1月6日から8日で確認してきました。

新幹線は通常運行していましたので石川県境の新高岡駅前のホテルを拠点としました。

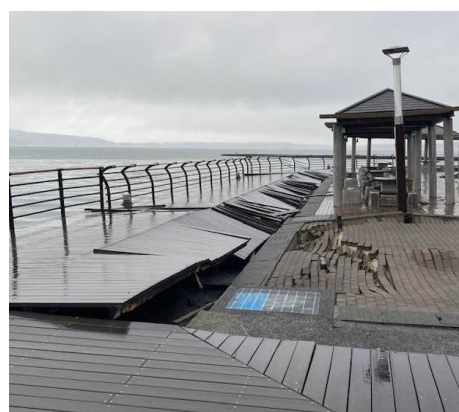


写真は1月7日の道の駅「能登食堂市場(七尾フィッシャーマンズワーフ)」。



噴砂の状況が確認できます。

道の駅の建物はガラスが一枚割れた程度でほとんど無傷でした。傾きも観られません。



全国からスポーツ合宿を誘致している七尾市ですが、水道や温泉が復旧するまでにはかなりの時間を要することになりそうです。合宿専用の古いホテルは一部損傷が見られます。

一方、和倉温泉の近代的なホテル群は無事です。きっと「復興割」のような事業が始まることになると思います。その時にはもう一度訪れてみたいものです。



静岡県各市町が災害派遣をして
いる石川県穴水町を目指しました。
国道249号で2時間ほどです。

途中、橋梁と道路の継手部の破損
で迂回を余儀なくさせられた場所
が何ヶ所もありましたが、復旧工事
を目にしたのは2カ所だけ。海岸沿
いはスムーズに走れる印象です。

穴水に入るあたりからガラリと
様相が変わります。



穴水町の住宅耐震化率は50%
と極端に低い。この数字は半分の家
が居住可能というわけではありません。
応急危険度判定もかなり進んで
いましたが、ここで耐震補強され
ていない木造家屋の脆さを目の当
たりにすることになります。
無事に立っている家屋も、隣の家が
倒れ掛かっていたりすると「赤紙」
を貼らざるを得ません。一刻も早く
倒壊家屋を撤去し、居住可能な家屋
を増やすべきです。



小村准教授とも議論しましたが、
今回被害の大きかった輪島市や珠
洲市の地震地域係数(Ⅶ)が0・9
と低く抑えられているのも能登半
島で住宅耐震化が進まない原因で
はないでしょうか。

地域地震係数について、ある不動
産屋のウェブサイトには
「地震地域係数とは各地域における
過去の地震の記録に基づく被害の程
度、および地震活動の状況などに応
じて、国土交通省が1・0～0・7
までの範囲内で定めた各地域の地震
係数のこと。これにより、地震の頻
度が少ない場所は地震が多い場所よ
りも、設計震度を割り引いて家を建
てることができます」と書かれています。

この「設計震度を割り引いて家
を建てる事が出来る」というのはど
ういうことなのか。実は過去に起き
た地震の被害の程度及び地震活動
の状況等が低いとされる「0・7～
0・9」の地域では、この係数分、
耐震基準が定める設計地震力が割
り引かれ、法律上必要とされる建築
物の耐震強度が低減されています。

木造(2階建迄)の建物の耐震基

準はこの係数を使用しない壁量計算方法で統一されていますが、地震係数の低い地域住民にとっては「地震の心配が少ない地域に住んでいるんだ」というある種の免罪符になってしまっているのではないのか、という疑問が浮かびます。

私の住む静岡県は、独自の県条例によって地震係数を 1・2 に、木造家屋の必要壁量を 1・3 2 倍に引き上げ、建築物の耐震性向上を促しています。そのため静岡県の地震保険は割高になってしまいましたが、住宅耐震化率に至っては 9 割を超えています。

「地震の発生頻度によって地域ごとに考慮すべき地震の大きさを変えろ」というアイデアを基に 1951 年に東大の河角博士が作成した「河角マップ」を踏襲した地域別地震係数 (国土交通省告示 1793 号) はそろそろ廃止すべきではないか、全国一律で 1・0 に統一し、静岡県のように各県の条例で、むしろ強化していった方が良いのではないのでしょうか。

この地震係数の問題は今国会で

も取り上げられ、専門家委員会でこの秋にも結論が出ることになりました。過去に拘るのではなく将来に備えるべきです。次の大地震がどこで発生するのか、それは誰にもわかりません。



2023 年度 第 3 回研修会報告

文責 常任理事

武田 学

2 月 3 日 (土) きゅりあん (品川区総合区民会館) 講習室にて 2023 年度第 3 回研修会が開催されました。今回の研修は「補修工事の見積作成」をテーマに中山事務局長が講師となり行われました。

前半は、積算の考え方である「建築数量積算基準」の制定の経緯と現在について時代背景から各種の積算基準等の制定に至るまでの経緯とそれぞれの特徴等に関する解説

でした。

公共建築工事の積算には、積算の方法から単価や書式まで様々なものがあります。

① 国の統一基準として

・公共建築工事積算基準

・公共建築工事共通費積算基準

・公共建築工事標準単価積算基準

・公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準

・公共建築工事内訳書標準書式

・公共建築工事見積標準書式

② 国交省資料として

・公共建築工事積算基準等資料

・営繕工事積算チェックマニュアル

③ 公共建築工事積算基準等関連資料として

・営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り

・公共建築工事積算研究会参考歩掛り

・営繕積算システム等開発利用協議会参考資料

・公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例

・工事費積算における数値の扱い

④ 営繕積算方式として

・「営繕積算方式」活用マニュアル

・同参考資料、及び同【概要版】

無料電話相談窓口のご案内

あなたの家は大丈夫ですか？

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの「相談員名簿」 (<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html>) に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がございましたら、事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL : 03-6805-3741 / FAX : 03-6805-3719

E-mail : jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp

以上の資料を基に、公共建築工事における積算の場合には、これらの資料に記載されている内容が必ずしも一致しているわけではないので、基準に沿う部分や参考とする部分を適切に検討し積算する必要がありますと考えられています。

これらに加え、労務費は公共工事設計労務単価（国土交通省公表）または建設労働者職種別賃金（厚生労働省統計調査）、材料費は物価資料（公共工事の場合、公共建築工事積算基準等資料により資料が指定されている）によりますが、これらは刻々と変化しています。

昔は、右記の資料等に基づく複合単価方式（歩掛りによる積算方法）による積算が主流でしたが、近年は市場単価方式（材料費、労務費、下請経費等を含んだ市場での実際の取引価格を積算に用いる方法）に移行しているとのこと。

さらに小規模建築物の民間工事で積算する場合に参考とする
・積算ポケット手帳 建築編
・積算資料ポケット版 住宅建築編、リフォーム編
などもあります。

補修工事や改修工事においては、公共建築工事積算基準等資料にて、執務平行改修（入居者が生活しながらの工事）、施工数量少量・僅少工事、施工場所が点在する等、物価資料等の単価・価格では実状に合わない場合は単価を増す方法も示されています。また、施工数量が標準業務量より小さい場合は、労務単価×人工＋材料費＋経費等により工事費を算出する場合も多い。実状に合せ、適切な考え方で採用・不採用を検討し積算する必要があるとのこととです。

後半は、物価資料の比較事例として、石膏ボード施工費の比較表を提示し、各物価資料の特徴について解説がありました。

次に、実際に訴訟で使用した補修工事見積書 2 点、意見書（補修工事概算見積書）を利用して具体的な説明がありました。

また、特に裁判等に提出する見積もりについては、相手方、裁判官等に、その見積もりについて理解・納得してもらう必要があり、多くの注意点の説明がありました。

とても分かりやすい資料と解説で、見積もりを作成する場合は多くの知識が必要であるとの認識を深めた研修会でした。

事務局からのお知らせ

□ 2024 年度総会日程のお知らせ

2024 年度総会は 5 月 25 日（土）午後 1 時 30 分～午後 5 時 30 分に開催予定です。ウェブ会議システム（オンライン）による開催を予定しています。正会員の皆さまは、パソコンやスマートフォン等からオンラインにてご出席をお願いします。

編集後記

令和 6 年能登半島地震の被災状況を毎日テレビ報道で拝見していますが、余震が続く中、積雪もあり避難先で暖をとれているのかなど過酷な避難生活を過ごされている状況に心痛な思いです。

大きな地震があるたびに我が家も食料などの備蓄を確認していますが、各家庭で数日間のはしのげるようにしておくことも重要だと思います。

(N・K)

一緒に活動しませんか！

● 会員の種類	● 年会費
正 会 員	----- 24,000 円
消費者正会員	----- 12,000 円
一 般 会 員	----- 6,000 円
団体一般会員	----- 48,000 円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。
事務局までご連絡ください。



会員の種類：

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の 4 種あります。「義務と権利」、「会費」が異なります。

▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務への対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。もちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いという方向けのものです。会社など団体で登録される場合は「団体一般会員」となりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体一般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。